

# 船舶事故調査報告書

令和3年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和2年9月29日 09時50分ごろ
発生場所	青森県平内町茂浦漁港西方沖 茂浦港西防波堤灯台から真方位264° 3.4海里（M）付近 （概位 北緯40° 56.3′ 東経140° 47.8′）
事故の概要	漁船優鵬丸は、ほたて養殖施設において作業中、転覆した。 優鵬丸は、船長が溺死し、機関等に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和2年10月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 優鵬丸、4.0トン AM3-32912、個人所有 11.50m（Lr）×3.00m×0.75m、FRP ディーゼル機関、268kW（漁船原簿謄本による）、昭和61年7月7日
乗組員等に関する情報	船長 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 平成30年11月8日 （令和6年10月31日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏、水温 約22℃
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、ほたて養殖の稚貝の分散作業を行う目的で、令和2年9月29日05時10分ごろ茂浦漁港西方の養殖施設に向けて同港を出港した。 本船は、05時17分ごろ水深約47mのほたて養殖施設に到着し、水面下約8～20mの海中に南北約200m、約12mの間隔で2本設置してあるほたて養殖の幹綱のうち、西側の幹綱を引き揚げ、

左舷側の船首及び船尾のローラに幹綱を掛けて稚貝の分散作業を開始した。

稚貝の分散作業は、幹綱に稚貝の入った籠8個が垂下方式でつり下げられて約5～6mの長さとなった桁綱を1連とし、各籠に約150枚入っている稚貝を、‘桁綱を垂下していない東隣の直径約22mmで浮遊性のある合成繊維製の幹綱’（以下「本件幹綱」という。）に、1籠に約15枚の稚貝を入れて垂下していく作業であった。

本船は、西側の幹綱から30連の桁綱を前部甲板と後部甲板に分けて揚収し、本件幹綱を左舷側の船首及び船尾のローラに掛けた後、機関を後進にかけて本件幹綱の北側に位置する錨綱との連結部付近まで移動しようとしたところ、09時00分ごろプロペラで本件幹綱を切断した。

本船は、船長が船内に備えていた幹綱と同じロープを用いて切断した箇所の両端に同ロープを接続し、再び機関を後進にかけて移動中、09時47分ごろつなぎ合わせていた本件幹綱を絡索した。

本船は、プロペラ軸と中間軸がユニバーサルジョイントによって船外で連結されており、上下管に連結された吊りメタルによってプロペラ軸が水中で支持され、上架する場合あるいは絡索した場合、上下管をラック式油圧プロペラ軸引揚装置（以下「本件引揚装置」という。）で引き上げるとプロペラ及びプロペラ軸を‘船底外板の内側の箱’（以下「本件軸箱」という。）に納めることができた。

本船は、船長が本件引揚装置でプロペラ軸を引き揚げ、甲板員と一緒に絡索した本件幹綱を取り除こうとしていたところ、本件引揚装置が取り付けられているバッテリー室の隔壁が破損した。

本船は、破損を生じたバッテリー室の水面下から海水が浸入した後、バッテリー室が浸水してバッテリー室と機関室間の隔壁に電線を通すために設けられた直径約20cmの貫通孔を通して機関室が浸水し、09時50分ごろ水船となって転覆した。

僚船船長は、本件事故現場付近で稚貝の分散作業を行っていたところ、本船が船首部を3mほど海面から突き出して転覆している状態を認めて直ちに救援に向かい、船首部にしがみついていた甲板員を救助するとともに、09時54分ごろ所属する漁業協同組合に本事故発生を連絡した。

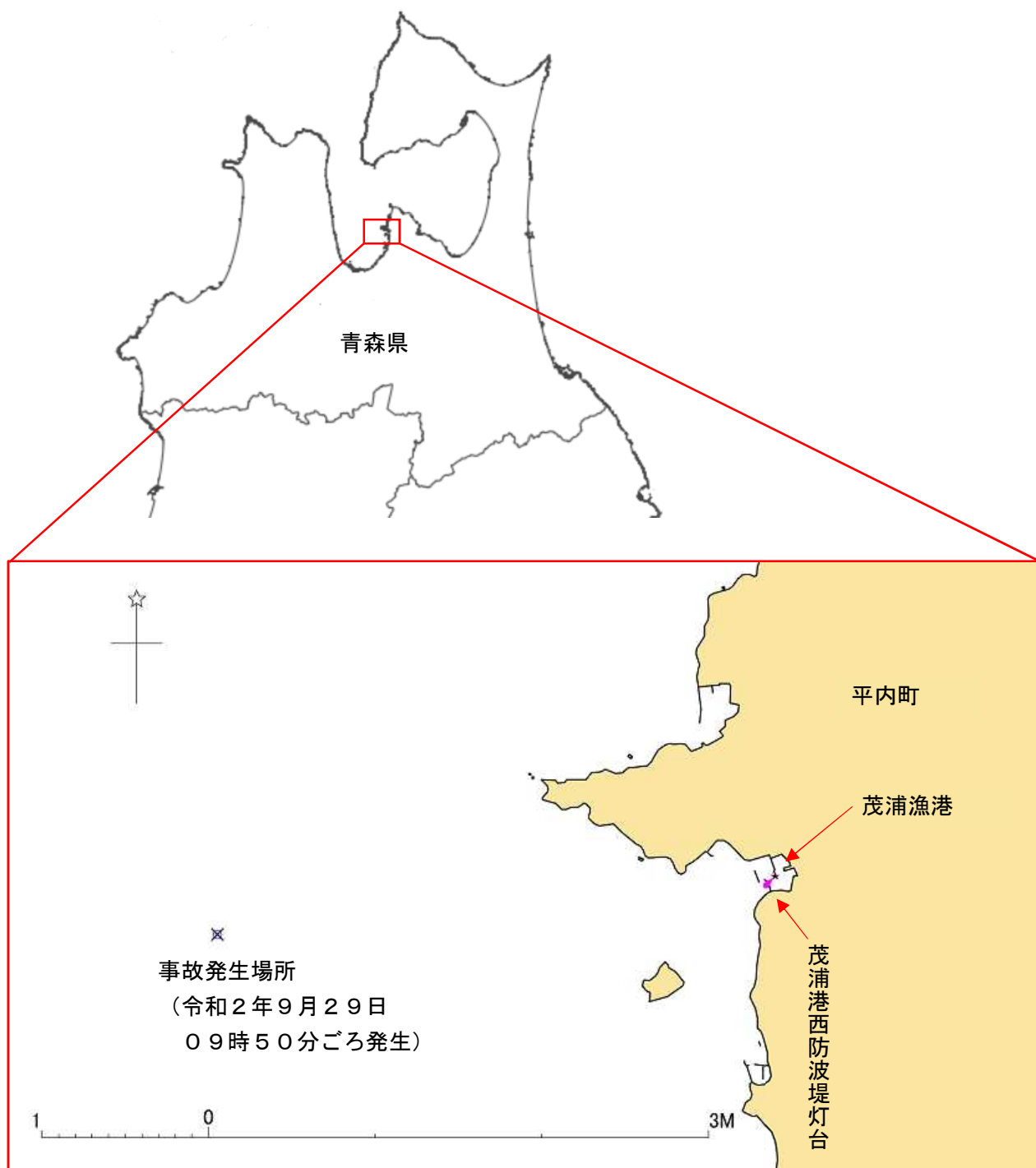
本船は、10時38分ごろ沈没した。

船長は、現場付近で所属組合員、消防本部の潜士及び民間の潜士による捜索が行われたところ、14時30分ごろ船内から発見され、救急車で平内町の病院に搬送されたが、その後、溺死と診断された。

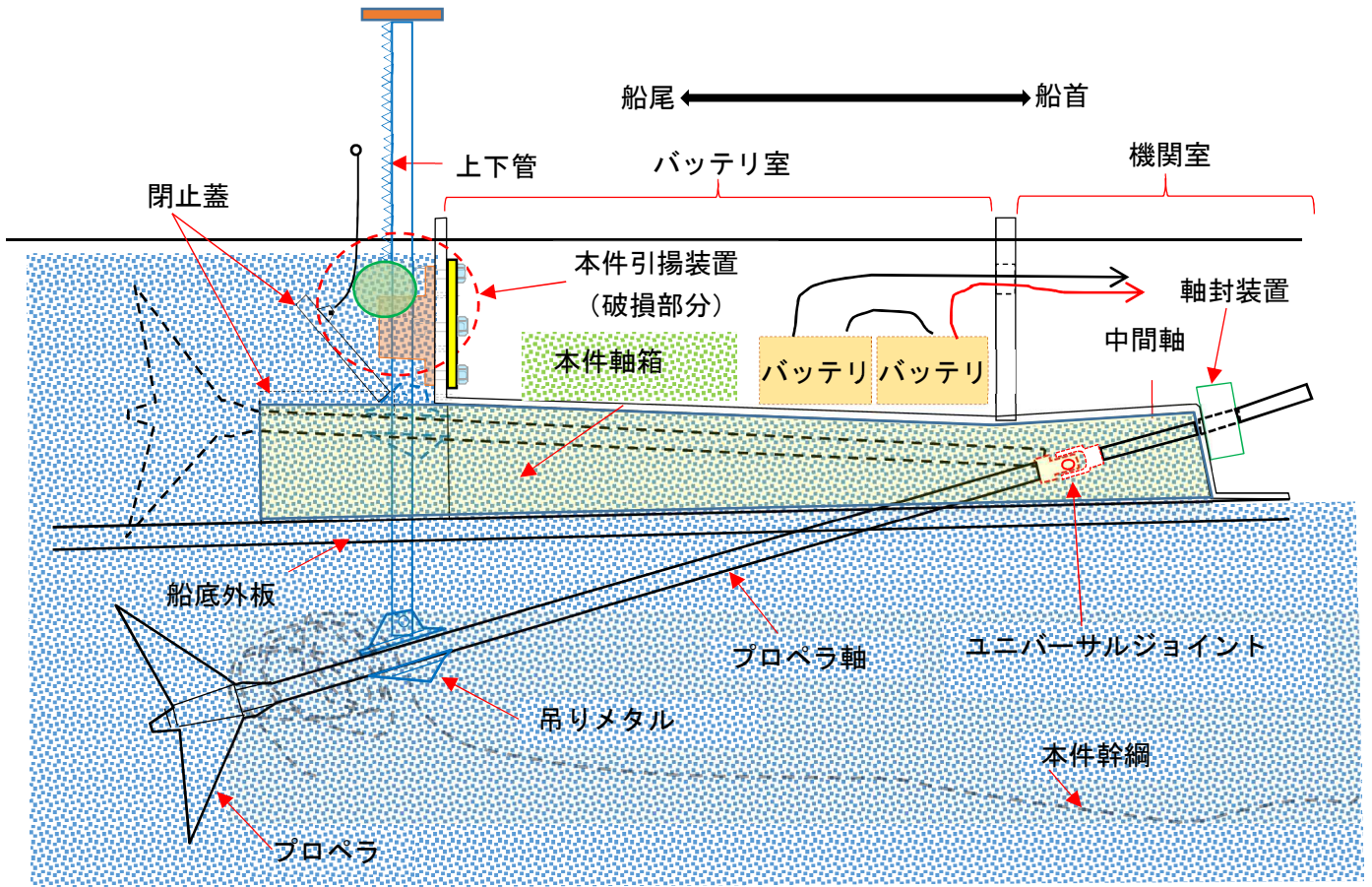
（付図1 事故発生場所概略図、付図2 本船船尾概略構造図（側面図）、付図3 本船船尾概略構造図（平面図）、写真1 本船と同型船

	の船尾部の状況、写真2 本船と同型船の本件引揚装置（船外）の状況、写真3 本船と同型船の本件引揚装置の船内側取付状況 参照）
その他の事項	<p>船長及び甲板員は、本事故発生時、暑かったので救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>僚船船長は、本件引揚装置と同型の装置を装備した船で、絡索時、引揚装置の取付部が破損して浸水した経験があった。</p> <p>整備業者担当者によれば、本件引揚装置と同型の装置を装備した船が大量のロープを絡索すると、上下管の曲損、または、本件引揚装置の取付部が破損することは珍しいことではないとのことであった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、茂浦漁港西方沖のほたて養殖施設において、船長が絡索した本件幹綱を取り除こうと本件引揚装置でプロペラ軸を引き揚げた際、絡索した本件幹綱と船底外板が接触し、本件引揚装置が取り付けられているバッテリー室の隔壁に破損が生じたことから、バッテリー室及び機関室が浸水して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、船内で溺死したものと考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が茂浦漁港西方沖のほたて養殖施設において、船長が絡索した本件幹綱を取り除こうと本件引揚装置でプロペラ軸を引き揚げた際、絡索した本件幹綱と船底外板が接触し、本件引揚装置が取り付けられているバッテリー室の隔壁に破損が生じたため、バッテリー室及び機関室が浸水して転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、絡索して本件引揚装置を用いてプロペラ軸を引き揚げる際、プロペラ及びプロペラ軸と船底外板が接触しないことを確認すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本船船尾概略構造図（側面図）



付図3 本船船尾概略構造図（平面図）

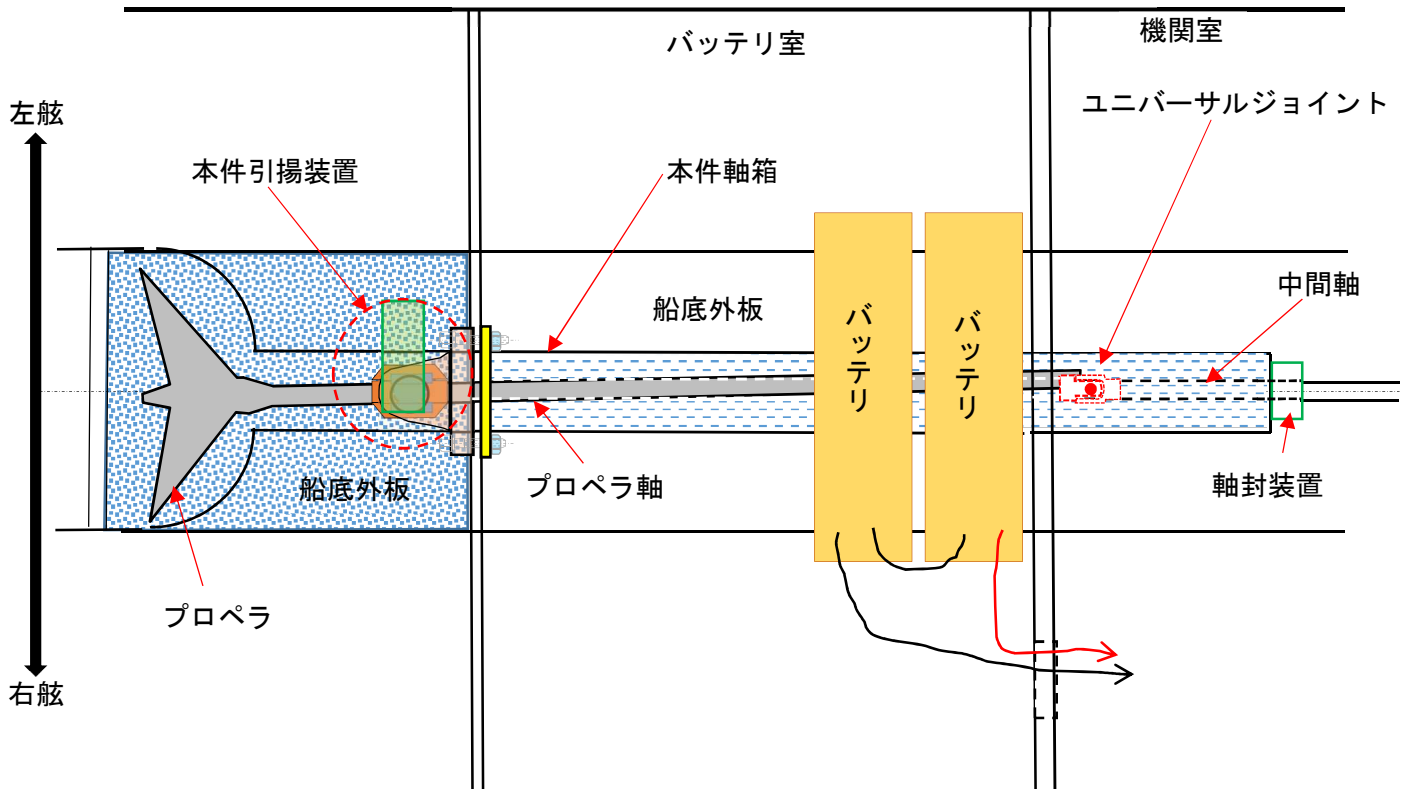


写真1 本船と同型船の船尾部の状況

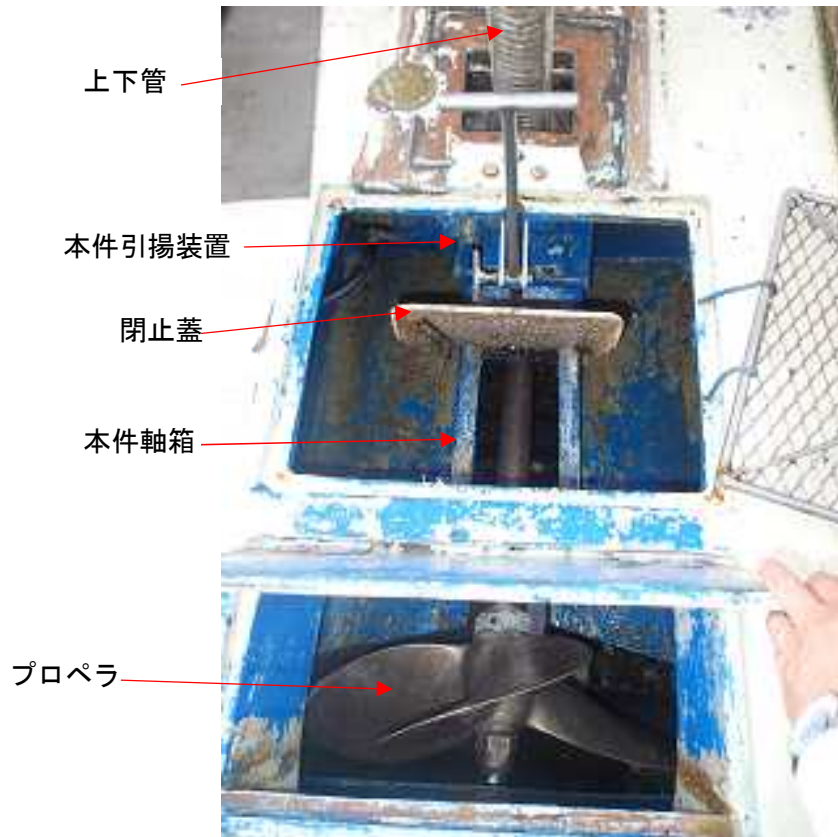


写真2 本船と同型船の本件引揚装置（船外）の状況



写真3 本船と同型船の本件引揚装置の船内側取付状況

